

## 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

#### 【定義】

#### 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 法律第71号 より）

近年、いじめに起因する児童生徒の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。

いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。

今こそ、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。

（茨城県いじめの根絶を目指す条例 より）

「いじめ」とは、代表的な行為は、からかいやいじわる、いたづらや嫌がらせ、陰口や無視などの「暴力を伴わないいじめ」であり、激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと、日常的によくあるトラブル、という点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時には死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という”目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が”目に見やすい”「暴力」や「暴力を伴ういじめ」とはしっかり区別して考えていく必要があります。

（生徒指導リーフ7「いじめの理解」国立教育政策研究所 より）

以上のことを踏まえ、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないよう常に危機感をもって生徒と接するとともに、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向けて学校全体で組織的に対応していく。

学校は安心・安全な場所であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係づくり、集団の一員としての自覚と自信を身につける学校づくりに取り組む。

## 2 いじめ防止対策組織（チーム学校による生徒指導体制）

「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えについて、疑いがある段階で校長まで報告して判断する。常に、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、生徒指導主事、人権主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該担任、SC等外部の専門家や専門機関で構成する。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用した生徒指導の在り方を研修していく。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### （1）本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① いじめ問題対策委員会を設置し、定期的な会議を実施するとともに、学校いじめ防止対策基本方針（含危機管理マニュアル）及びいじめ防止のための年間指導計画（含学校安全指導計画）を作成する。
- ② 「いじめ問題対策委員会」において、生徒や保護者アンケートを実施・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ③ 特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等を中心とした教育相談体制を充実させ、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ④ 生徒会による啓発活動等を実践させるとともに、ピア・カウンセリング活動の充実を図り、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組
  - ア 生徒と接する機会を多く設定し、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人権感覚、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考える。
  - イ 教師は、生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
  - ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
  - エ 近年、インターネットを通じて発生するトラブルが増加しているため、情報モラルに関する指導を徹底する。
  - オ 「性的マイノリティ」「発達障害」等、多様な背景をもつ生徒理解に努め、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする心情を育成する。
- ⑥ 保護者会や学校運営協議会等で学校での取組を説明することで、保護者や地域の方々の理解を促すとともに、学校、保護者、地域が協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組について発信する。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取

組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

## (2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

### ① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートや日頃のかかわり、教師の見守りや観察等から、いじめと疑われた場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、いじめ問題対策委員会を開き、組織で迅速に対応する。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を確実に残す。（生徒への指導の記録は学級担任が行う。）
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。（学級担任、及び教頭が行う。）
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実を報告し、サポートチームを編制し解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やSCと連携し、メンタルヘルスケア等を行い、自信や存在感をもたせる場を提供する。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問を通して生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

### ② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行い「いじめは許さない」という毅然とした指導及び、継続的な指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

### ③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、家庭環境等の改善策について協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級経営の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 必要がある場合は、学校公開や意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながらいじめのない学校にする。

## (3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

### ① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害をおった場合
- エ 生徒が金銭等を奪い取られた場合

オ 生徒が相当する期間、欠席することを余儀なくされた場合

※ 重大事態の判断については、いじめを受けた生徒の状況に着目し判断する。  
また、いじめを受けた生徒及び保護者から申し出があった場合は、その訴えに真摯に対応する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、「学校いじめ問題対策委員会」として直ちに「市教育委員会」（以後教育委員会）に報告する。

③ 重大事態の調査

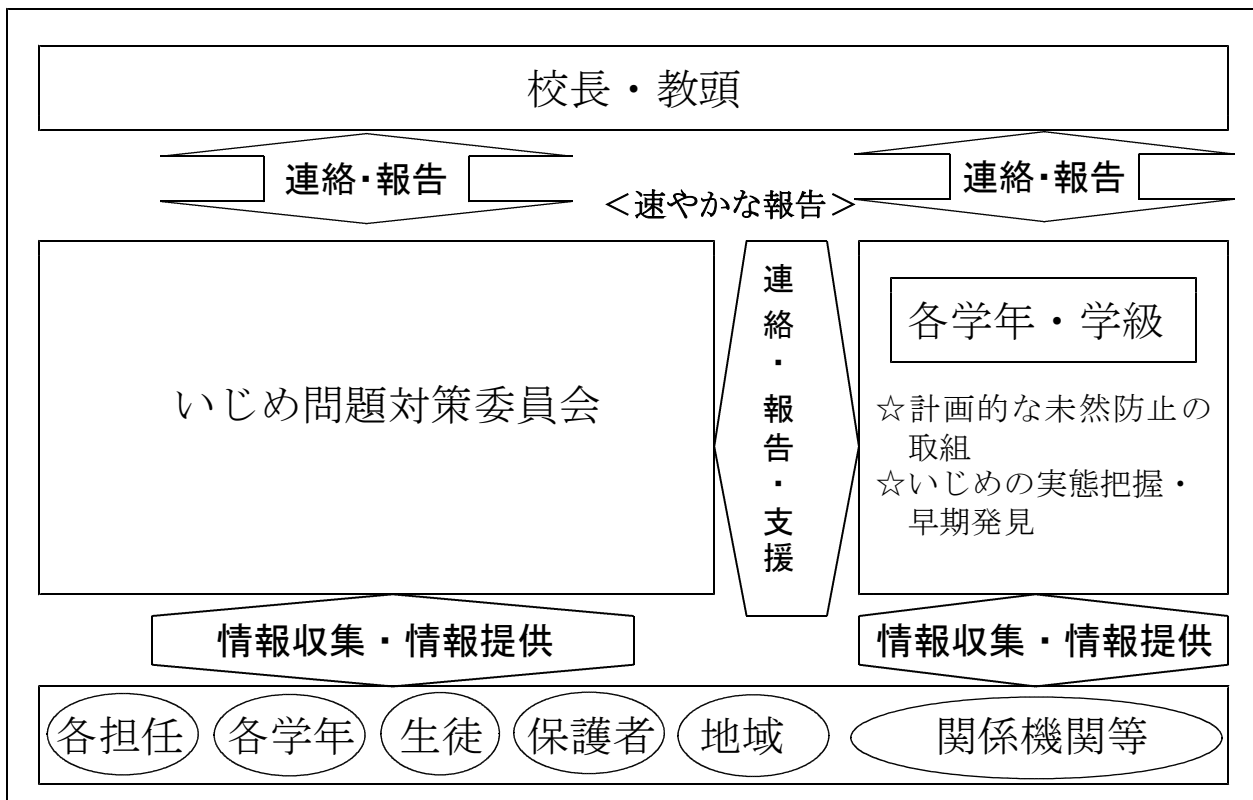
ア 調査には、教育委員会が主体又は学校が主体の調査がある。設置者が調査の主体を判断し、また、その際、第三者を調査組織に含めるかどうかについても検討する。

イ 学校は、重大事態に対処すると共に、速やかに「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、教育委員会と連携して、SC、SSW等の専門家を加える場合は、教育委員会に協力を依頼する。

ウ 学校が主体の調査では不十分だと教育委員会が判断する場合、又は学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、教育委員会が調査を実施する。教育委員会が行う調査は、専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「市いじめ問題調査委員会」を設置し、実施する。

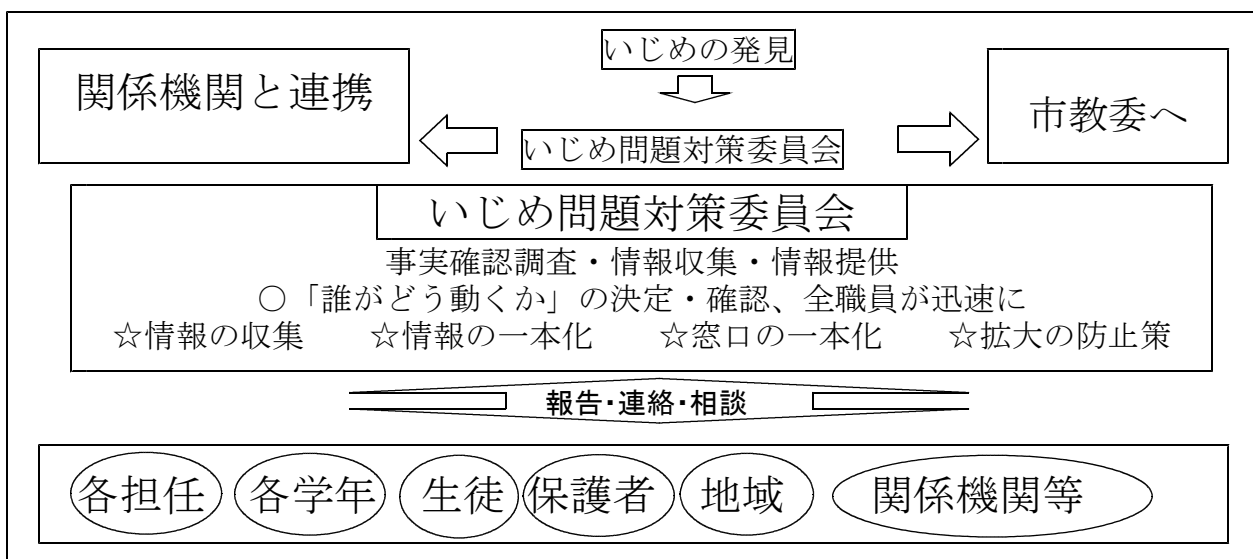
エ 学校においては、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。また、いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

#### 4 いじめ防止体制（平常時）



※「いじめ問題対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

#### 5 いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消

事後観察・支援の継続

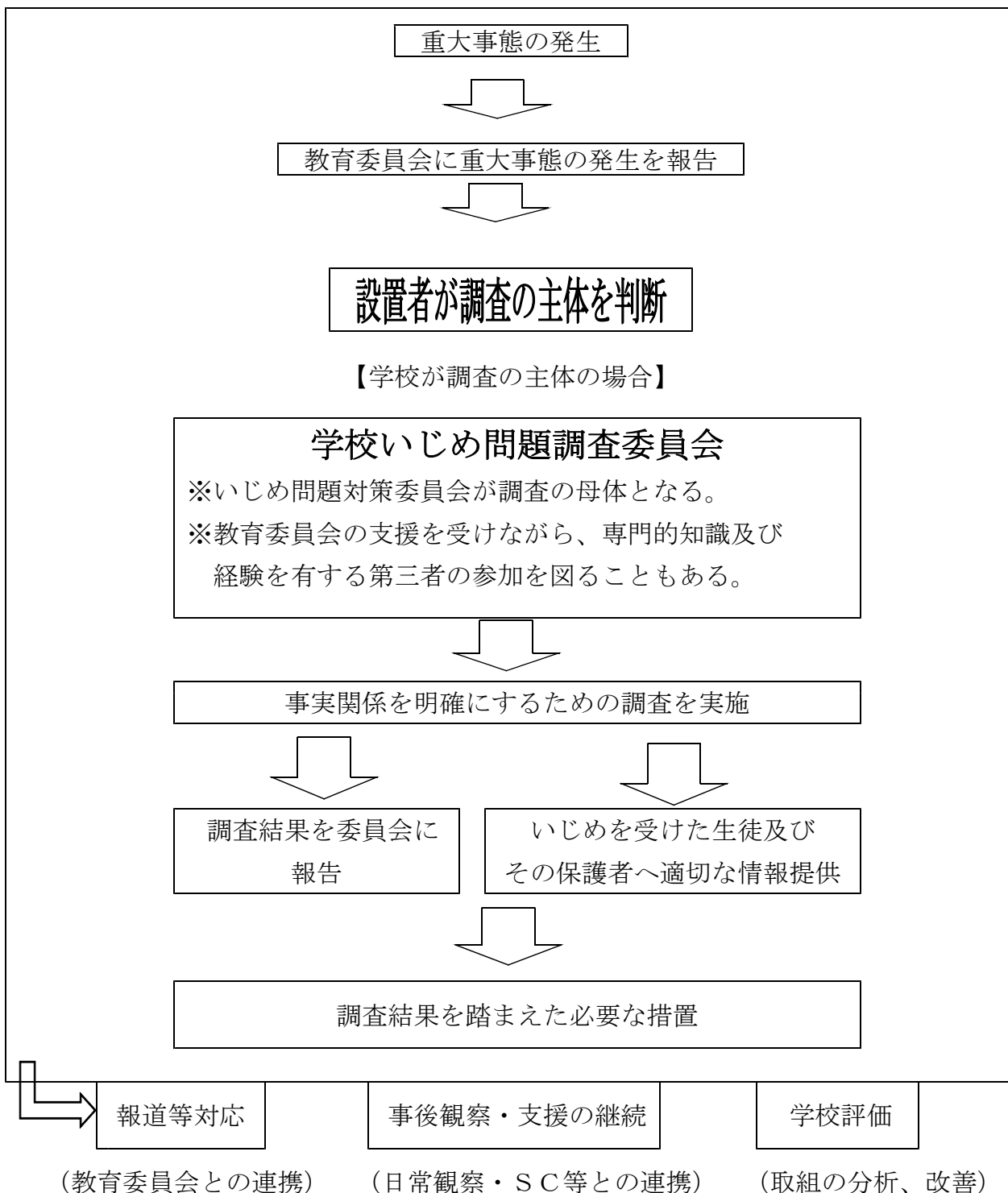
学校評価

(継続して情報交換・援助)

(日常観察・S C等との連携)

(取組の分析、改善)

## 6 いじめ防止体制（重大事態発生時）



※サポートチームを立ち上げ、以下を行い、全生徒の不安を解消する。

- ①当該生徒のメンタルヘルスケア及び援助・支援
- ②一般生徒等のメンタルヘルスケア等
- ③重大事態解消のため必要な援助・支援

## 参考

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年）
- ・生徒指導提要（令和4年12月改訂）
- ・児童生徒一人一人を守るための適切な指導・支援について（通知）  
（令和4年6月）別紙資料「児童生徒の異変の察知について」
- ・茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和2年4月）
- ・不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月）
- ・いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）